

# 東北公益文科大学 総合研究論集

## 17

非行児童処遇史における児童保護意識の発展

— 菊池俊諦の児童保護啓蒙活動に注目して —

竹 原 幸 太

## 非行児童処遇史における児童保護意識の発展

— 菊池俊諦の児童保護啓蒙活動に注目して —

竹原 幸太

### 課題設定

教育と福祉の関連をめぐる歴史的課題を「教育福祉」問題として自覚化させたのは小川利夫であった（小川、1985）。とりわけ、貧困、放任、障害等、教育と福祉の問題が交錯しながら浮上する非行問題への対応は安易な懲罰主義を否定し、「児童・少年を一定の施設に収容して、国家的に保護教育する」（菊池、1936a：351）感化教育を生成し、その思想的・事業的創造がなされてきた点において、まさに先達の叡智を結集した歴史的産物であることが確認される。

また、青年概念と非行概念は平行して成立していったと指摘されるように（稲垣、2002：16）、非行児童処遇の形成過程を辿ることは、大人とは異なる児童（青年）期への理解の深化を確認していく作業でもある。

しかしながら、昨今の衝撃的な少年事件を受けて2000（平成12）年以降少年法「改正」が相次ぐ等、歴史と逆行するような非行児童処遇の刑事司法化（司法における児童期の消滅）が加速している。

そこで、本稿では、再度、非行児童処遇史に学んでいくことをねらいとし、とりわけ、以下の点を明らかにする。

第一に、日本で最初の児童保護関連法として誕生した感化法の制定事情を概観し、感化法公布以降の非行児童処遇をめぐる内務省と司法省の思潮対立を概観する。

第二に、感化教育が刑事政策体系へと揺り戻される中で、感化教育の事業的発展を促す契機となった国立感化院武蔵野学院の設置と初代院長菊池俊諦の児童保護啓蒙活動の展開に注目する。

以上を通じ、非行児童処遇史において菊池の啓蒙活動が児童保護事業として感化教育を位置づけていく上で重要な役割を果たしていたことを明らかにする。

なお、本稿では「児童」、「幼年」、「少年」、「青年」、あるいは「不良」、「非行」等の用語上の概念整理には立ち入らず、非行児童と用語を統一して使用する。

## 1. 非行児童処遇をめぐる内務省と司法省の思潮対立

### 1) 感化法起草過程における内務省による感化教育の位置づけと展開

多くの研究が明らかにしているように、〈治安統制的観点〉と児童の〈保護、教育的観点〉という対立的解釈が含みこまれる素地の中で誕生したのが1900（明治33）年感化法であった（浦辺、1957：331-333、土井、1972：218-221）。

土井洋一が指摘するように、明治政府は国際的な先進国に向けての資本主義の道を選択し、産業や軍事方面に力を注ぐ一方で、福祉制度への着手を後回しにし、貧困者の救済すら、1874（明治7年）制定の恤救規則による共同体の相互扶助で対応する状況にあった（土井、1998：2）。

こうした時代状況の中で、無視し得ない社会問題となり市民生活の脅威として浮上したのが、1894（明治27年）日清戦争以降に路上に溢れ出た浮浪児による放火事件の続発であり、政府は重い腰を上げて非行児童処遇の法整備に着手し感化法案が起草されることとなった。

感化法制定を主導したのは内務省であり、1900（明治33）年2月の第14回帝国国会議衆議院特別会議において、内務省参事官窪田静太郎、内務省監獄局獄務課長小河滋次郎らによって感化法案が起草された。

感化法案制定理由は「乞食遊蕩者等犯罪の虞ある不良少年、懲治場に留置すべき幼者及懲戒場に入るべき者を収容し適当なる感化教育を施す為感化院を設置せしむるの必要ありと認む。是本案を提出する所以なり」とされ、同会議において内務次官小松原英太郎は感化教育を施す施設として感化院の設置を力説し、小河は児童と寝食を共にして献身的に児童の世話をする家庭組織を感化院の目指すべき処遇形態とした（矯正協会、1984：205-209）。

こうした議論を経て、1900（明治33）年3月に感化法は公布され、16歳未満の非行を起こした児童の処遇は刑罰ではなく教育、保護を担う施設である感化院で対応することが予定された。

しかし、感化法審議過程において感化院設置をめぐる予算問題が浮上し、府

県議会の審議による任意設置となったため（感化法附則第14条）、法公布以降の公立感化院の設置は東京、神奈川、埼玉、秋田、大阪にとどまり、その他の地域では従来通り監獄内で成人から児童を分離して処遇をする懲治場を使用するか、または宗教家等により設立された私立感化院を使用する状況にあった（内務省社会局、1930：21-25）。

一方、実践レベルでは、留岡幸助の家庭学校の実践、浦和監獄川越懲治場を「川越児童保護学校」と呼称した早崎春香の実践が現れた。

留岡は監獄での教誨師経験から非行児童の教育の必要性を感じ、1894（明治27）から2年間、監獄事業視察のために渡米した。

帰国後、留岡は「小児は救ふべきもの、導くべきもの、教ふべきもの、愛すべきもの」（留岡、1898：111）というキリスト教慈善思想に基づく児童観の下、1899（明治32）年に巢鴨に私立感化院として家庭学校を設立した。

まもなく、留岡は都会の劣悪な環境によって非行が誘発されると考え、非行を克服するには都会から離れた場所が必要との理由より、家庭学校を大自然に囲まれた北海道に移し、夫婦小舎制の下、家庭教育、一般教育、宗教教育、労作教育を取り入れ、自然を生かした教育内容を完成させていった（留岡、1922：12-14）<sup>1</sup>。

懲治場処遇においては、浦和監獄川越懲治場を「川越児童保護学校」と呼称し、懲治を「保護教育」、懲治人を「生徒」と位置づけた早崎の感化院型処遇が現れた。

早崎は「彼等児童は疑えばこそ鬼とも見えますが、信ずれば実に我子の仏とも見えますので、つまり信用すればする程よくなります」（内務省地方局、1909：147）という童心的児童観の下、教科教育、実科教育、遠足、遊戯、ダンス等を導入した斬新な学校型処遇を実践していった（泉、1985）。

このように、感化法公布直後は留岡、早崎らを中心として非行児童処遇形態の基礎も形成されたが、財政的事情の影響より感化院は全国的には広まらず、非行児童処遇の内容には地方間で差があり、内務省が期待するまでは感化教育の実績は上がらない状況にあった。

## 2) 司法省による「刑法の補助法」としての感化法解釈と第一次感化法改正

感化法公布直後の4月に司法省官制改正により監獄事業の管轄は内務省から司法省へと移管し、1907（明治40）年3月に懲治場の廃止、刑事責任年齢に

関する相対的責任概念の廃止及び刑事責任年齢を学齢終期と等しく14歳とする等の刑法改正（現行刑法の制定）がなされた。

こうした中で、1908（明治41）年2月の衆議院本会議において感化法改正衆議院委員会委員長花井卓三は「新刑法の要求」に合わせて、非行児童の処遇を感化法下の地方長官による行政保護から裁判を経て処遇を決定する方向へと再編成すべしと主張した（矯正協会、1984：231）。

また、司法省監獄局長小山温は、感化院の設置は旧刑法下の懲治場が変わる一時的な「応急仕事」とできるとし、懲治場廃止に伴い、懲治場の収容児童も感化院へと一元化するため、その処遇内容を改変していくべき旨を主張している（同前、232）。

これらは、刑法改正を機に感化法を「刑法の補助法」として位置づけようとする司法省側からの表明であり、家庭的雰囲気の中での保護、教育よりも厳格な紀律に比重を置く教育刑施設として感化院の性格を転換させるねらいがあった。

この時期に感化法下の教育的処遇を推進した小河、早崎が批判の対象となって司法省からの退陣を迫られていることは、非行児童処遇をめぐる刑事政策の見解が勢力を増していたことを物語っているとされる（重松、1976：493-504）。

司法省側の主張は一先ず留保されたが、刑法改正と整合性をつけるため、感化法附則14条を削除して感化院設置の国庫補助をする、国立感化院を設置する、感化院対象年齢を18歳未満とする等を含む第一次感化法改正が1908年（明治41）4月になされることとなった。

### 3）感化救済事業の組織化と大正少年法制定

司法省において非行児童処遇の再編成が議論される一方、事業的には第一次改正感化法公布後3年の1911（明治44）年までに沖縄県を除く各都道府県に感化院が設置され、感化院の数（公立、私立を含む）は改正前の1907（明治40年）年段階の16施設から51施設までに増加していた（内務省社会局、1930：24-32）。

感化院の量的拡大は、国家が後回しにしていた国民生活の救済事業問題を自覚化させる契機ともなり、救済事業従事者養成の課題が焦点化され、内務省は1908（明治41）年9月に第一回感化救済事業講習会（1920年より社会事業講

習会に改称、以下講習会）を開催し、1910（明治43）年12月には第一回感化院長協議会を開催した。

講習会開会式では、平田東助内務大臣が「感化事業なり救済事業は唯仁惠的に一個人を救い又は恤むという目的に止まるものでありませぬ此等の人を能く教え能く導きまして人の人たる道を履ましめ国家の良民たらしめんと力むる所の事業であります」（内務省地方局、1909：2）と述べているように、社会的困難者を国家の良民として教化していく事業の組織化が目指された。

また、内務省には民間の救済事業を奨励しつつ、国の救済責任をできるだけ回避させる政治的意図があったとされ（土井、1985:3-7）、講習会において「救済事業及制度の要義」を担当した内務省参事官井上友一の「救貧は末にして防貧は本なり防貧は委にして風化は源なり」（井上、1909：2）という古典的救済観もこうした中で形成された。

結局、内務省は良民教化の手段としての感化救済事業の組織化とそれを支える事業者養成をねらいとしていたため、非行児童処遇形態をめぐる司法省への反論を形成するには至らず、講習会では小山から「感化事業と監獄とは兄弟」（内務省地方局、1909：97）とする見解も表明され、感化院長協議会も経験交流の域を出ないものであった。

一方の司法省は1911（明治44）年刑事訴訟法改正主査委員会第91回会議において感化法とは別に少年法案（以下、大正少年法）の審議を開始させ、行政権による処遇を主張する内務省地方局長床次竹次郎との間での激しい論争を経て、1922（大正11）年に大正少年法及び矯正院法が制定されることとなった。そして、感化法は大正少年法が射程とする年齢区分（14歳以上18歳未満）との整合性を図るため、同年第二次改正がなされるに至り、14歳未満の児童を主な対象とすることとなった。

## 2. 国立感化院武蔵野学院の設置と菊池俊諦院長の赴任

### 1) 国立感化院武蔵野学院の使命と菊池俊諦の院長抜擢

大正少年法審議によって感化法の無力化が進められた中で、感化教育の事業的發展を取り戻す契機として国立感化院の設置があった。

国立感化院の設置は既に第一次改正感化法において予定されていたが、国家予算の都合によってその設立が難航していた。

しかし、1917（大正6）年第39回帝国議会の追加予算で国立感化院設置経費が可決し、同年8月に国立感化院令が公布され、小河が院長事務取扱を命じられ、内務省内に仮事務所が設置された。

翌年3月には内務省告示第二号で名称が武蔵野学院に決定し、7月に小河が院長事務を辞任し、救護課長内務書記官丸山鶴吉が事務取扱を兼務した後、1919（大正8）年2月に前山口師範学校長であった菊池俊諦が院長に命ぜられ、3月に開院式を開催した（内務省社会局、1930：35-38）。

国立感化院武蔵野学院には、感化教育の内容分化、感化事業に関する調査研究の徹底、感化事業従事者養成が期待されていた（同前、45-47）。すなわち、感化院処遇の中で浮上してきた処遇困難なケースの対応や感化教育の科学研究の必要性が自覚され、それらが武蔵野学院には期待され、ひいては大正少年法の刑事政策的勢力を凌ぐ感化教育の事業的発展をも期待されていた。

後年、菊池自身は武蔵野学院長への転任打診を受けたことを「青天の霹靂」であったと語っているが（菊池、1936b：51-52）、松屋勝宏によれば、国立感化院へ課せられた任務を果たす人物として、盲啞学校長の兼務、学校教員有志に向けた連続講演等の菊池の業績が評価されたとされ（松屋、1983：3-4）、開院式の祝辞では貴族院議員沢柳政太郎も師範教育界出身の菊池の活躍に期待を寄せていた（菊池、1936b：29-30）。

これらの期待を背に、菊池は1919（大正8）年5月から院付属の感化救済事業従事者養成所（1920年に社会事業従事者養成所と改称、1922年に財政緊縮のため中止）所長を兼務し、感化教育の深化及び科学化に尽力し、感化事業を学問的に権威づけた功労者、あるいは教護理念を形成した人物として位置づけられるまでの活躍を果たしていった（全国教護協議会、1964：74、1985：13-14）。

以上のように、刑事政策的勢力が拡大する中で、国立感化院長として感化教育の事業的発展を図っていった1920年代以降の菊池の諸活動は非行児童処遇史上重要な役割を果たしており、吉田久一は感化教育の指導者に関して、「（感化－筆者注）法発布以前は高瀬真卿、発布から第二次改定前後まで、小河滋次郎・留岡幸助・早崎春香であり、第二次改定前後からは菊池俊諦が代表的存

在であった」と評価を下している（吉田、1990：72-73）。

従来は菊池に注目する研究は乏しい状況にあったが、近年、石原剛志が菊池の人物・児童保護思想研究を展開して菊池の業績を明らかにしてきており（石原、1999a、2004、2005）、菊池の学問的関心は高まりつつあるが、以下では改めて菊池の経歴を確認する。

## 2) 菊池俊諦の経歴

菊池俊諦は1875（明治5）年に浄土宗住職菊池浄諦の次男として石川県に出生した。地方の知識階級であった父の姿にも影響を受け、学生時代は学問的関心を深め、金沢第四高等学校時代は西田幾多郎らに師事し、1897（明治30）年東京帝国大学哲学科進学後は井上哲次郎、ケーベル（R.Koeber）らに師事し、明治を代表する哲学者に指導を受けている。

1900（明治33）年大学卒業後は、高輪仏教大学で教鞭をとり心理学とドイツ語を、1902（明治35）年より浄土宗高等学院で教育学を講じる傍ら、東京帝国大学研究科にて教育の心理学的基礎を学んだ。

1903（明治36）年より香川県丸亀中学校教諭へ赴任し、市内小学校教員有志へ「教育家列伝並その学説」を連続講義する等、主席教諭として地域の教育向上へ尽力する。1911（明治44）年新潟県高田師範学校教諭へ転任し、1913（大正2）年秋田県女子師範学校校長並びに県立盲啞学校校長を兼務し、県立陶育院（感化施設）を視察する等、特殊教育へ関心を示し始め、1916（大正5）年山口県山口師範学校校長に転任する。

師範学校校長としての評価が高まり始めたこの時期に文部省並びに内務省より、1919（大正8）年創設予定の国立感化院武蔵野学院長への転任打診を受け、菊池はこれを承諾する。

武蔵野学院就任後は留岡幸助、小河滋次郎、生江孝之、田子一民らの協力を受けつつ、感化救済事業従事者養成所所長も兼務し、1922（大正11）年には感化教育の研究、連絡を図る目的で創設された感化教育会（後の日本少年教護協会）の主要メンバーとして雑誌『感化教育』の幹事を担当し、1925（大正14）年には武蔵野学院職員有志と児童保護協会を設立して雑誌『児童保護』を発刊させる等、感化教育の普及・啓蒙活動に全力を費やしている<sup>2</sup>。

こうした感化教育を含めた児童保護啓蒙活動は感化法改正期成同盟会の一員

として1933（昭和8）年少年教護法を制定させる大きな力ともなった。

1941（昭和16）年武蔵野学院長退職後、厚生省嘱託として1年間勤務後、1943（昭和18）年に故郷石川県へ帰住し、晩年まで安専寺住職に専念した。

### 3. 菊池の児童保護啓蒙活動

#### 1) 教育・社会事業界における児童保護意識の高揚

菊池が活躍していく1920年代は教育界、社会事業界のいずれにおいても児童保護の意識が高揚された時代であった。

教育界では1921（大正10）年に『八大教育主張』が開催されて大正新教育が隆盛して「児童の権利」や「自由主義教育」が叫ばれ始め、文部行政側（社会教育課初代課長乗杉嘉寿、文部次官南弘）からも児童保護が意識され、犯罪少年等、学校教育から疎外されている児童の教育的保護を社会教育行政が担うべきと主張された（橋口、1960：36-38、大橋、1978：106-110、遠藤、2002：181-183）。

また、社会事業界では1920（大正9）年に開催された第5回全国社会事業大会協議会第二部（児童保護）において児童保護事業に関する施設拡充の必要性が議論され、1921（大正10）年に生江孝之、相田良雄、小澤一ら内務省関係者を始めとする12名の特別委員により「児童保護法案」が作成された（第五回全国社会事業大会特別調査委員、1921：1-2）。

こうした動きは一般教育と児童保護の統一的児童保護制度を目指した第7回全国社会事業大会（1925年開催）における「児童保護法制定要望建議」にも反映され（吉田、1990：62、石原、1999b：44-47）、非行児童処遇を教育行政、児童保護行政が担う意識が強く形成された。

#### 2) 菊池の児童保護啓蒙活動と児童観深化

時代思潮を最大限に吸収し、菊池は様々な形で児童保護思想の啓蒙活動を行い、感化教育を児童保護事業に位置づけていくことを主張している。

例えば、菊池は東京帝国大学で教育学を研究していた経歴より、感化救済事業従事者養成所の講師として阿部重孝、吉田熊次ら教育学者を招聘し（菊池、1939：44-48）、一般教育と感化教育の相互理解を図り、自らも同大学教育思潮

研究会編『教育思潮研究』等に寄稿し、教育学の観点から非行児童保護問題を捉える必要性を唱えた。

また、感化教育会編『感化教育』、児童保護協会編『児童保護』の両雑誌の編集を担当して多数の論文を執筆し、一般教育雑誌、感化教育専門雑誌を通じて児童保護事業としての感化教育の理解を求める啓蒙活動を展開した。

菊池はこうした活動の中で児童期への理解も深めており、「児童を小なる大人のように考えている」者は「根本的誤謬」に陥っているとし、科学の進歩により「今や大人の世界と児童の世界とは全く異なることが見出さるに至った」ため、「吾人は常に大人の精神の世界と、児童の精神の世界とを、経験的に比べることを忘れてはならぬ」と力説した（菊池、1934：186-187）。

そして、「現行少年法のように、感化院を刑事政策機関の一なりと認定することそれ自身が、社会的児童保護本来の使命に背くもの」であり、「少くも刑事眼を以て彼等を眺むる前に、社会的保護を加ふる必要が存する」（菊池、1929：98）として、児童期への配慮が不十分な刑事政策的保護を「本末転倒」とであると批判した。

## 小 活

非行児童処遇への刑事司法化が進む中で、最新の児童保護思想及び教育思想に学び、国立感化院長として感化教育の事業的・思想的発展に尽力した菊池の業績は今日においても継承すべき点が多い。

また、菊池は児童保護思想の啓蒙活動だけにとどまらず、「過去の感化教育は人道的であって、科学的ではなかった。温情的であって、合理的ではなかった」（菊池、1927：9）との反省に立ち、武蔵野学院の在院児童調査にも取り組み、心理学研究の地盤も活かして処遇困難児への対応を確立すべく、感化教育の科学化にも尽力していった。

こうした問題意識は、感化教育実務家の同志とともに展開した感化法改正運動の中で反映されて鑑別所設立等に貢献していくこととなり、小河や留岡らの精神を受け継ぎつつも、処遇の科学化を促進させた点はそれまでの非行児童処遇を前進させるものであった。

菊池俊諦の人物・児童保護思想研究は蓄積が少なく、石原の研究を基軸に、非行児童処遇史においてもようやく光が当たり始めたばかりである（竹原、2008、2009）。

戦前の菊池の諸活動とともに、戦後住職として執筆した数多くの手書き原稿に考察を加え（財団法人矯正協会矯正図書館及び安専寺所蔵の菊池文庫）<sup>3</sup>、戦前・戦後を通じて菊池の児童保護思想の全体像を明らかにすること、さらに仏教思想との観点から菊池の業績を再考察していくこと等は今後の課題である。

---

## 注

- <sup>1</sup> 留岡の渡米時、アメリカの矯正教育界では非行の原因は都市にあるため、矯正施設を地方に設置すべきとする主張があり（A.M.プラット、1989：61-62）、留岡に少なからず影響を与えたと思われる。
- <sup>2</sup> 児童保護協会編『児童保護』は財政困難とともに、1931（昭和6）年に『感化教育』が『児童保護』へ名称変更するに際して合併、継承することを理由に廃刊された（菊池、1936b：51-52）。詳細は石原（1999a）を参照。
- <sup>3</sup> 先行研究では安専寺の菊池文庫の存在は確認されていなかったが、筆者が安専寺の現住職へ電話連絡により確認し（2008年4月12日）、実際に石原剛志氏と安専寺へ訪問した際（2009年8月14日）にその存在を確認した。

## 参考文献

- A.M.プラット『児童救済運動』中央大学出版局、1989
- 石原剛志「菊池俊諦の人物情報・文献情報に関する調査」『名古屋大学教育学部紀要（教育学）』46巻2号、1999a
- 石原剛志「戦前児童保護事業における「児童の権利」論の生成」『名古屋大学大学院教育学研究科教育学専攻「教育論叢」』42号、1999b
- 石原剛志「1920年代の社会事業の「教育化」論」『長野大学紀要』26巻1号、2004
- 石原剛志「菊池俊諦児童保護論の展開と「児童の権利」概念」『中部教育学会紀要』5号、2005
- 泉順「解題」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集25保護児童ノ研究』

- 日本図書センター、1985
- 稲垣恭子「プロブレマチックとしての不良少年」稲垣恭子・竹内洋編『不良・ヒーロー・左傾』人文書院、2002
- 井上友一『救済制度要義』博文館、1909
- 浦辺史「児童・少年保護立法の発達」青山道雄他編『家族問題と家族法Ⅳ』酒井書店、1957
- 遠藤由美「社会教育における「児童保護」の特質」新海英行編『現代日本社会教育史論』日本図書センター、2002
- 大橋謙策「社会問題対応策としての教育と福祉」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』一粒社、1978
- 小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房、1985
- 菊池俊諦「感化教育」長谷川良信編『社会政策大系第八巻』大東出版社、1927
- 菊池俊諦「感化教育の意義を論ず」『感化教育』14号、1929
- 菊池俊諦『感化教育に於ける諸問題』私費出版、1934
- 菊池俊諦「感化教育」城戸幡太郎編『教育学辞典第一巻』岩波書店、1936a
- 菊池俊諦「回想録」菊池俊諦氏還暦祝賀会編『菊池俊諦氏還暦記念文集』菊池俊諦氏還暦祝賀会事務所、1936b
- 菊池俊諦「武蔵野学院に於ける社会事業職員養成所を語る」『児童保護』9巻12号、1939
- 矯正協会編『少年矯正の近代的展開』矯正協会、1984
- 重松一義『少年懲戒教育史』第一法規出版、1976
- 全国教護協議会編『教護事業六十年』全国教護協議会、1964
- 全国教護協議会編『教護院運営ハンドブック』三和書房、1985
- 竹原幸太「少年司法における子ども観の変遷」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』53輯1分冊、2008
- 竹原幸太「非行児童保護における菊池俊諦の感化教育論」『司法福祉学研究』9号、2009
- 第五回全国社会事業大会特別調査委員「現時我邦に於て如何なる児童保護事業の施設を急務となすや」『社会事業』5巻5号、1921
- 留岡幸助『慈善問題』警醒社書店、1898

- 留岡幸助「大自然と児童」『感化教育』4号、1922
- 土井洋一「青少年非行」小川利夫他編『教育と福祉の権利』勁草書房、1972
- 土井洋一「解説」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集26 児童関係感化救済事業講演（内務省地方局）』日本図書センター、1985
- 土井洋一「内務省社会局編『感化事業回顧三十年』解説」上笙一郎編『日本子どもの歴史叢書25 感化事業回顧三十年』久山社、1998
- 内務省地方局編『感化救済事業講演集上巻』内務省地方局、1909
- 内務省社会局編『感化事業回顧三十年』内務省社会局、1930
- 橋口菊「国民教育の再編成と社会教育行政確立に関する一考察」『教育学研究』27巻3号、1960
- 松矢勝宏「解説」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集第一期第7巻 児童保護論 菊池俊諦著』日本図書センター、1983
- 吉田久一『改訂増補版現代社会事業史研究』川島書店、1990